

平成30年度事業計画書

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

一般社団法人 茨城県トラック協会

1. 策定基調

我が国経済は、アベノミクスの推進により、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復基調となっている。また、海外経済も回復しており、輸出や生産の持ち直しが続くものと思われ、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど民需が改善し、経済の好循環が実現しつつある。政府は、持続的な経済成長の実現に向け、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、少子高齢化の克服のため、「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定したところである。

我が国の国民生活、産業活動のライフラインを守る重要な責務を担うトラック運送業界は、働き方改革を推進し、長時間労働の是正・生産性の向上に取組み、安全、かつ、環境に優しいトラック輸送の実現に向け諸課題克服と公共的な使命の達成に全力を傾注しているところである。

今後のトラック運送事業の発展、魅力ある事業の確立、社会的地位向上を図るために、平成30年度事業として、昨年6月に竣工した茨城県トラック総合会館を活用した下記の施策を積極的に展開していくこととする。

2. 施 策

※下線＝平成30年度新規事項

【最重点施策】

- (1) 長時間労働の是正を図るため、生産性の向上や取引環境の改善等「働き方改革」の実現に向けた対策の推進
- (2) 標準貨物自動車運送約款の明確化等を踏まえた適正な運賃・料金収受の推進
- (3) 茨城県トラック総合会館の活用の促進

- (4) 人材確保対策の推進
- (5) 女性部会設立
- (6) 経営戦略委員会（仮称）の設置
- (7) 交通事故及び労災事故防止の徹底
- (8) 運転適性診断業務認定への取組み
- (9) 高速道路通行料金の大口・多頻度割引最大50%の継続・恒久化及び割引制度の充実
- (10) 参入基準の厳格化等規制緩和の見直しの促進

【重点施策】

- (1) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- (2) 燃料費対策及び燃料サーチャージの促進
- (3) 環境・省エネ対策の推進
- (4) 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底
- (5) 安全性優良事業所の推進

【その他】

- (1) 経営基盤強化対策事業
- (2) 各種輸送サービス向上対策のための広報事業
- (3) 社会的地位の向上推進事業
- (4) 各種部会運営の支援
- (5) 事務局組織の活性化等

3.事業計画

【最重点施策】

- (1) 長時間労働の是正を図るため、生産性の向上や取引環境の改善等「働き方改革」の実現に向けた対策の推進

(経営改善委員会)

- ①全ト協が策定を進めている「働き方改革の実現に向けたアクションプラン」について、国土交通省等と連携し、セミナー等を通じて、長時間労働の是正等に関する目標や働き

方改革の実現に向けて取り組む事項など、アクションプランの内容について業界内へ普及を進め長時間労働の是正を図る。

- ②長時間労働の抑制に向けた環境整備を進めるために、労働局、運輸局の支援を得て平成27年6月に設置された「トラック輸送における取引環境・労働時間改善茨城県地方協議会」を通じて施策の推進を図り、来るべき労働基準法改正に対処するべく長時間労働の是正をはじめとする「働き方改革」の実現に向けた対策を推進する。

(2) 標準貨物自動車運送約款の明確化等を踏まえた適正な運賃・料金收受及び下請け・適正取引推進ガイドライン等の推進（総務委員会）

- ① 荷主等とトラック運送事業者がパートナーシップ確立を図り、再生産可能な適正運賃收受に向け荷主等の理解促進を図る。
- ② 運賃と料金の区分や附帯作業の内容が明確化された標準貨物自動車運送約款、改正下請・荷主適正取引ガイドラインおよび書面化推進ガイドラインを活用し、適正運賃收受につなげる。
- ③ 基本契約の書面化の推進を図り荷役の責任作業に係る所在を明確化にし適正運賃收受につなげる。

(3) 茨城県トラック総合会館の活用の促進

（総務委員会）

① 茨城県トラック総合会館の活用

施設拡充が図られた新総合会館の活用を念頭に、第二次将来ビジョン策定委員会の提言を踏まえた研修を計画し、人材育成と社会的地位向上を図る。

② 大規模災害時に備えた物流専門家の育成

茨城県の物資輸送中枢機関を担う当協会にとって、大規模災害発生時における広域的な物資輸送体制の構築は必須であることから、上部機関（全日本トラック協会）と連携を図り、物流専門家の育成を推進する。

③ トラック休憩所のあり方

道路交通網の進展に伴う道の駅の設置状況に鑑み、老朽化が進み維持管理費等が肥大化するトラック休憩所の在り方について検証し協会事業の適正運営を図る。

(4) 人材確保対策の推進（経営改善委員会）

- ① 若年労働者不足の対処方策として、準中型免許の導入に伴う高校新卒者、トラガール、高齢者等を活用し人材確保に繋げる、また関係機関と連携し普及活動に努める。
- ② 将来のトラック業界を担う後継者、幹部を育成するため、全ト協が推進する物流経営士の認定事業参加や（独）中小企業基盤整備機構が運営する中小企業大学校の講座を活用し育成に努めると共に人材確保セミナーの開催。
 - ・若手経営者による将来のトラック業界を探る研究会の推進。
- ③ 青年部会活動のために他県等との人的交流、実践に即した研修および社会貢献等青年部会活動への支援。
- ④ 全ト協と国土交通省が連携して作成した労働力確保対策パンフレットを活用し、業界の果たす役割等について全ト協と連携し、情報発信を行う。
- ⑤ 運転免許、各種技能資格取得等の推進
新運転免許制度施行に伴う各種自動車免許取得、フォークリフト、はい作業等を陸災防と連携し技能講習の取得推進と助成。
- ⑥ 茨ト協人材確保広報誌「レインボーウェイ」を広くPRし、若年者の労働力確保に繋げる。

(5) 女性部会設立

政府の女性活躍を成長戦略の重要分野と位置付け、トラック運送業界においても女性ドライバーの雇用促進や従業員の活躍が注目されている。女性の視点を生かした労働環境づくりや人材育成のために女性部会を設立する。（4月設立総会開催予定）

(6) 経営戦略委員会（仮称）の設置

最重点施策を推進する上で、諸課題の機動的な検討をはじめ、昨年竣工した茨城県トラック総合会館を活用した中長期的な茨城県トラック協会のあり方について検討し、総務委員会に提言を行い具現化を促進する。

(7) 交通事故及び労災事故防止の推進（交通環境対策委員会）

- ① 関係法令の遵守、安全輸送確立、事故防止に向けた各種啓発活動の推進
 - ・交通事故ゼロをめざすために、関係法令の遵守、安全輸送確立を図るとともに、事故

防止に向けた各種啓発活動等の諸事業の推進のほか運転者適性診断、運転記録証明書
の助成。

- ・「トラック事業における総合安全プラン2020」の目標達成のために、平成26年10月に定めた「交通事故半減アクションプラン」の目標達成に向け事故防止コンクールの推進。
- ・過労死防止対策事業を推進するとともに陸災防茨城県支部と連携し「交通事故・労災事故防止大会」の開催。
- ・交通安全横断幕・交通安全のぼりの作成。

② 交通事故防止及び過積載・長時間労働の排除にかかる広報活動の実施

- ・交通事故防止及び過積載・長時間労働の排除のための啓発、広報活動の実施。

③ 交差点事故、追突事故防止対策及び高速道路における事故防止対策の推進

- ・全ト協作成の「交差点事故防止マニュアル」、「トラック追突事故防止マニュアル」を活用したセミナーの開催とトラック事業者における追突事故の防止及び被害軽減ブレーキ装置車導入の推進。

④ ドライブレコーダー等安全対策機器の普及促進及び防犯対策

- ・事故防止と運転管理に寄与するドライブレコーダー等安全機器の助成、飲酒運転撲滅に向けた啓発活動。

その他、車輜盗難防止の啓発活動と車両盗難防止装置の助成。

⑤ 各種キャンペーンの推進

- ・茨ト協マスコットキャラクター（はこ坊、あゆみちゃん）を活用し、全国交通安全運動及び各種安全キャンペーン、「正しい運転・明るい輸送運動」、「年末年始の輸送等安全総点検」、「マナーアップ運動」を推進する。

⑥ 「運輸安全マネジメント」等の普及啓発

- ・経営トップから現場まで安全対策の一層の定着と啓発活動を推進する。

⑦ 交通安全教育訓練の受講促進

- ・自動車安全運転センター等の協力を得て、ドライバーの安全教育訓練の受講促進と助成。

⑧ 運転者技能競技会の実施

- ・安全意識及び運転技能向上を図るため関係機関の協力を得て「運転者技能競技会」を開催する。

(8) 運転適性診断業務認定への取組

第二次将来ビジョン策定委員会の提言により、平成30年1月より一般診断業務を開始した。今後、需要が増える適齢診断業務、初任診断業務を取り組むことにより、更なる会員への利便性の向上を図るべく認定取得に向け、有資格者の養成等に取り組みを行う。

(9) 高速道路通行料金の大口・多頻度割最大50%の継続・恒久化及び割引制度の充実 (総務委員会)

- ① 高速道路利用により、輸送時間の短縮、定時性の確保、労務負担の軽減等が図られることから利用促進につながる物流業界向けの料金体系の構築と大口・多頻度割引50%の継続・恒久化を関係機関に強く要望する。

(10) 参入基準の厳格化等規制緩和の見直しの促進 (総務委員会)

- ①トラック運送事業経営の健全化を図るため、新規事業者の参入基準の厳格化等、行き過ぎた規制緩和の必要な見直しについて上部団体と連携を図り取り組む。

【重点施策】

(1) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現 (総務委員会)

- ① 一般財源化により課税根拠を失った軽油引取税の旧暫定税率の廃止に向けて、上部団体をはじめ自動車関係団体と連携を図り、政府等に対し要望・陳情活動を展開する
- ② 自動車関係諸税の簡素化及び負担軽減に向けて、上部団体及び自動車関係団体と連携を図り、政府等に対し要望活動を行う。

(2) 燃料費対策及び燃料サーチャージの促進 (総務委員会)

- ① 軽油価格高騰対策に燃料サーチャージ導入とそのため燃料サーチャージガイドライン活用を推進し原価計算を意識した経営を図る。

(3) 環境・省エネ対策の推進 (交通環境対策委員会)

- ①「低炭素社会実行計画」の推進

・「新環境基本行動計画」を踏まえつつ、「低炭素社会実行計画」を推進する。

② エコドライブの徹底と EMS 機器等の導入装置の普及促進

・燃料消費量の削減効果が高い EMS 機器等の導入促進を図るとともにエコドライブの徹底に向けた省エネ運転講習会の開催とグリーン経営の促進及び ISO14001 の普及の助成。

・アイドリングストップの啓発、エアヒーター、バッテリー式冷暖房装置等の導入推進と補助を図る。

③ NGV 等環境対応車の普及促進

・地球温暖化対策に対応した環境対応車、NGV 及びハイブリット車の導入推進と補助を図る。

(4) 適正化事業の推進 (適正化事業運営委員会)

① 事業者・運行管理者等に法令遵守の徹底、輸送秩序確立等の推進及び指導内容の広報啓発活動の推進

・事業者や運行管理者等に対して、法令遵守の広報啓発活動と管理者向けの講習会支援
・悪質性の高い違反者に対する新通報制度や新規事業者、小規模事業者等に対して効果的・効率的な巡回指導を行政と連携し推進する。

・スピードリミッター等自動車不正改造防止の啓発事業を行政と連携し取り組む。

・営業類似行為に対する情報の収集活動、指導及び啓発活動の実施。

② 社会保険等の未加入事業者に対する法的義務の周知徹底、啓発活動の推進

・社会保険制度等への加入を指導するとともに、巡回指導等を通じて行政と連携した指導、同制度の徹底を図る。

③ 適正化指導員の資質向上

・全国研修、地方ブロック研修に参加し実践的な調査技術や専門的知識の習得、指導能力の向上を図り公平化、均一化を図る。

(5) 安全性優良事業所 (G マーク制度) の推進 (適正化事業運営委員会・広報委員会)

① 全国ワースト上位の安全性優良事業所 (G マーク制度) の取得に努め取得率を全国平均 (28.9%) まで引き上げ、荷主、荷主団体に利用促進を呼びかけ推進する。

② 荷主企業や一般消費者に G マーク制度の PR を図るため、G マークラッピングトラッ

クを走行しPRするとともに新聞等で広報啓発活動を積極的に展開する。

③荷主団体、荷主企業、行政等に要請活動を積極的に展開と取得事業所に取得助成。

【その他】

(1) 経営基盤強化対策事業（経営改善委員会）

① 経営基盤強化対策の推進

- ・経営基盤強化に資するために経営者・管理者向け各種セミナーの開催。
- ・原価意識を持った経営に繋がる全ト協の経営分析事業及び個別企業に対する経営診断事業の普及促進。
- ・「ISO9001」・「ISO39001」認証取得の推進と取得に対する助成。

② 近代化基金融資の推進及び利子補給の助成事業

- ・物流施設の整備、荷役機械の購入、激甚災害時資金面での支援策、近代化基金融資の推進と当該融資に係る利子補給を行う。

③ 信用保証協会保証料助成事業

- ・安定経営のため信用保証協会のセーフティネット保証等の保証を受ける際に支払う保証料の助成。

④ 輸送情報ネットワークシステム「WebKIT」の普及促進及び効率化の推進

- ・全ト協の進める日貨協連による輸送効率向上とIT化を促進するため中小トラック運送事業者並びに事業協同組合による輸送情報ネットワークシステム「WebKIT」事業の推進と加入促進。

⑤ 顧問弁護士による相談体制

- ・会員の労働問題、事故問題等解決のために顧問弁護士による相談の推進。

⑥ 労災事故防止の推進

- ・セミナーの開催

(2) 各種輸送サービス向上対策のための広報事業（広報委員会）

①トラック運送事業への理解促進に向けた各種広報媒体を活用したPR対策

- ・適正運賃收受、適正取引推進、安全性優良事業所（Gマーク制度）の普及促進、引越輸送繁忙期対策などを、利用者向けに各種メディアを活用したPR活動。

(3) 社会的地位の向上推進事業

① 「トラックの日」PR事業の推進（広報委員会）

- ・10月9日の「トラックの日」のPRと清掃などPR事業を実施するとともに、地方紙、ラジオ放送、ホームページ等各種メディアを活用した広報活動。

・「トラックの日」PR用のぼり作成。

② 荷主企業・消費者向け懇談会等の開催（総務委員会・適正化事業運営委員会・広報委員会）

- ・適正取引のために荷主企業に対して相互理解を図る、著名人を招いて全ト協と連携を図り「荷主セミナー」の開催。
- ・一般消費者を委嘱し業界の実情について理解が得られるよう、「輸送モニター懇談会」の開催。

③ 各支部における福利厚生事業に対する助成（総務委員会）

- ・ソフトボール大会及びボーリング大会に対する助成

④ ホームページの作成の推進と情報誌「トラック情報」の充実（総務委員会）

- ・企業のPR効果のあるホームページ作成の推進と協会ホームページを充実しての情報発信。
- ・トラック運送業界及び関係行政機関等の動向、会員事業者に事業経営に役立つ情報を提供する情報誌「トラック情報」の発行。

(4) 各種部会運営の支援(総務委員会)

① 引越事業者優良認定制度及び消費者サービスの向上の推進

- ・引越事業者優良認定制度の取得促進と広く消費者に対して制度の周知を図る。
- ・引越事業者の法令遵守項目の周知徹底と引越に関する啓発物等を通じ輸送秩序の確立とサービス向上を図る。

② 国際海陸一貫輸送コンテナ輸送の安全確保等

- ・「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」及び改正道路法の周知と法令遵守を図るために海上コンテナ輸送に関する研修会の開催。
- ・京浜港混雑緩和、常陸那珂港の活性化等について行政との意見交換会と部会員相互交流を図る。

③ 特殊車両の事故防止対策

- ・改正道路法の違反取締強化に伴う適正通行のための研修会、重量物輸送に伴う事故防止研修会の開催と法令遵守、事故防止意識の向上を図りながら隣接県を含め部会員相互の交流を図る。

(5) 事務局組織の活性化（総務委員会）

- ・トラック運送業界の発展に資する人材確保と職員の適正配置により事務局組織の活性化を図る。

(6) 協会会員の新規加入促進（総務委員会）

- ・新規加入の促進を図り社会的、経済的向上につなげる。

(7) 新公益法人制度の対応（総務委員会）

- ・一般社団から真の公益法人に移行を目指し、関東の各県トラック協会と連携を図りながら適切に対処することとする。

(8) 庶務関係事項（総務委員会）

- ・開催会議等
 - ①定時総会（6月）
 - ②理事会（原則6月、9月、1月、3月の4回）
 - ③総務委員会（原則6月、9月、12月、3月の4回）
 - ④正副会長会（必要により随時）
 - ⑤各常設委員会（原則6月、10月、2月の3回）
 - ⑥各部会（必要により随時）
 - ⑦協会長表彰（1月）
 - ⑧賀詞交歓会（1月）